

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更  
自衛官の募集  
昭和五十一年度地籍調査事業計画の一部改正  
新たに行おうとする土地改良事業の認可  
土地改良法による換地処分  
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の役員の異動

## 告 示

鳥取県告示第千十七号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出が

あつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による勝負谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十一年三月二十四日現在の地番による。）
今在家字上半坂	今在家字上半坂のうち五二五の一部以外の区域、今在家字半坂三石尻峯五一五の一五五及び五一五の一五六、今在家字石川五二六の一部、五三三の三の一部及び五三四の三の一部並びに五二六、五三三の三及び五三四の三と一体をなす国有地の一部並びに上福田字動々八七八の七七の一部
今在家字石川	今在家字石川のうち五二六の一部、五三三の三の一部及び五三四の三の一部並びに五二六、五三三の三、五三四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、今在家字上半坂五二五の一部、上福田字動々八七八の七六、八七八の七七の一部、八七八の七八及び八七八の七九の一部、上福田字勝負谷九二〇の二の一部、九二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上福田字石川九五五の一四の一部
今在家字半坂三石尻峯	今在家字半坂三石尻峯のうち五一五の一五五及び五一五の一五六以外の区域
上福田字勝負谷	上福田字勝負谷のうち九二〇の二の一部、九二二の一部

	<p>及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上福田字動々八七八の七九の一部及び八七九の二から八七九の四まで並びに上福田字石川九五五の一四の一部、九五七の六一の一部、九五八から九六〇まで、九六一の二、九七〇の一、九七〇の二の一部、九七〇の五から九七〇の七まで並びに九五八から九六〇まで、九六四、九七〇の一、九七〇の二、九七〇の三、九七〇の六及び九七〇の七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>上福田字石川</p>	<p>上福田字石川のうち九五五の一四、九五七の四六から九五七の五四まで、九五七の五五の一部、九五七の六一の一部、九五八から九六〇まで、九六一の二、九七〇の一、九七〇の二の一部、九七〇の三の一部、九七〇の四から九七〇の七まで並びに九五八から九六〇まで、九六四、九七〇の一から九七〇の四まで、九七〇の六及び九七〇の七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上福田字雨堤八六九の八九の一部、八六九の九〇、八六九の九一及び八七〇の二</p>
<p>上福田字堤ノ下タ</p>	<p>上福字堤ノ下タの全域、上福田字雨堤八六九の六〇、八六九の六一、八六九の八八、八六九の八九の一部及び八六九の九二並びに上福田字石川九五七の四六から九五七の五四まで、九五七の五五の一部、九七〇の三の一部、九七〇の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>上福田字堤ノ上</p>	<p>上福田字堤ノ上の全域、上福田字観音堂八二〇の四一並</p>

<p>上福田字河部谷</p>	<p>びに上福田字河部谷九九〇の八二から九九〇の九七まで 上福田字河部谷のうち九九〇の八二から九九〇の九七まで以外の区域</p>
<p>上福田字雨堤</p>	<p>上福田字雨堤のうち八六九の六〇、八六九の六一、八六九の八八から八六九の九二まで及び八七〇の二以外の区域</p>
<p>上福田字動々</p>	<p>上福田字動々のうち八七八の七六から八七八の七九まで及び八七九の二から八七九の四まで以外の区域</p>
<p>上福田字観音堂</p>	<p>上福田字観音堂のうち八二〇の四一以外の区域</p>

**鳥取県告示第千十八号**

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十一年度第四次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十一年一月一日から昭和五十一年三月三十一日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

- 鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部
- 倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
- 米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第千十九号

昭和五十一年七月鳥取県告示第五百三十五号(昭和五十一年度地籍調査事業計画の決定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

米子市	日原、兼久及び石井の一部並びに宗像及び奈喜良	昭和五十一年三月三十一日まで	一・〇〇	を
-----	------------------------	----------------	------	---

米子市	日原及び兼久の一部並びに宗像	昭和五十一年三月三十一日まで	〇・二〇	に、
-----	----------------	----------------	------	----

佐治村	小原、葛谷及び刈地	"	三・一〇	を
-----	-----------	---	------	---

佐治村	小原及び刈地	"	一・六〇	に改める。
-----	--------	---	------	-------

鳥取県告示第千二十号

佐陀川右岸土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(泉地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十二月十五日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る勝負谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、青木団地土地区画整理事業(第三工区)の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称及び所在地

鳥取県住宅供給公社 鳥取市東町一丁目二七一番地

二 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十八年九月三十日まで

第二工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和五十二年三月三十一日まで

第三工区

変更前	変更後
昭和四十七年三月二十四日から昭和五十三年三月三十一日まで	昭和四十七年三月二十四日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

米子市青木字丸山、字城下峯、字城下、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷及び字小ガタの各一部並びに諏訪字下ノ野ノ下モの一部

第二工区

米子市青木字城下、字乗越、字宮塔、字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字小ガタ、字落田及び字宮ノ峯の各一部並びに字城下峯及び字天ヶ谷の全部

第三工区

前	更	後
米子市青木字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下及び字宮ノ峯の各一部並びに諏訪字後谷及び字下ノ野ノ下モの各一部	更	米子市青木字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下、字宮ノ峯及び字宮ノ前の各一部、諏訪字後谷及び字下ノ野ノ下モの各一部、福市字青木平の一部並びに米子市永江の一部

五 施行認可の年月日

昭和四十七年三月二十三日

六 事業年度

変更前	変更後
昭和四十六年度から昭和五十二年度まで	昭和四十六年度から昭和五十三年度まで

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十一年十二月十七日

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

昭和五十一年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十一年十二月二十一日(火)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 新成人研修会について

### 雑 報

地方職員共済組合役員の変動について

地方職員共済組合役員に異動があつたので、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定により公告する。

昭和51年12月21日

地方職員共済組合理事長 斎 藤 正 夫

就任(昭和51年12月1日付)

理事長	斎 藤 正 夫
理事(非常勤)	斎 藤 正 夫
〃	森 方 繁 一
〃	緒 丸 山 康 一
〃	〃 〃 〃 〃
監事(非常勤)	水 島 壮 一
〃	真 柄 秀 雄
〃	吉 雄 吉